

議第49号

特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

本市の特定の事務を取り扱う郵便局を次のように指定する。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井孝治

郵便局の名称	京都御前下立売郵便局、京都二条川端郵便局、京都北白川郵便局、京都田中郵便局、京都赤十字病院内郵便局、山科郵便局、京都春日郵便局、右京郵便局、京都梅津徳丸郵便局及び伏見桃山西尾郵便局
取扱事務	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 第2条第6号及び第7号に掲げる事務
指定期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ただし、当該指定期間の満了の3箇月前までに、本市及び日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。

提案理由

本市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する必要があるため提案する。